

障害のあるAさんの高校入試定員内不合格に対する緊急声明

障害者が差別や排除されることなく、あらゆる場面に参加できる社会の実現は、国内外を問わず、障害者とその家族及び多くの関係者の願いです。

こうした願いを実現するために国連は、2006年12月13日に障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を定めました。

そして、日本においては2014年2月19日から条約の効力が生じています。

日本政府が、この条約を批准するための国内法の整備のひとつとして2013年6月19日に制定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が今年4月1日に施行されました。

この法律では、障害を理由として排除されることや障害者が必要とする配慮や支援（合理的配慮）を提供しないことを差別とし、差別をなくすことで、障害のある人もない人もともに生きる社会をつくることをめざしています。

また、北海道では、議員提案条例として成立した「北海道障がい者及び障がい児の権利並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」が2010年4月1日に施行されています。

しかし、残念ながら、こうした法制度や障害者と家族及び関係者の願いを無視し、障害を理由とした差別と合理的配慮の提供拒否が、今年3～4月にかけて北海道札幌南高等学校定時制の入学試験で行われました。

面接のみで行われたこの試験の受験時に、北海道札幌南高等学校は、本人と家族が申し出た本人が受験にあたって必要とする介助者の同行を、他の受験者との公平性に反するという理由で認めませんでした。

また、定員（18名）に満たないため3度行われた入学試験の2回目では、受験者9名中8名が合格したにもかかわらず、Aさんのみが不合格となりました。校長の裁量権で合否が判断される3回目の入学試験では、受験者は、Aさん1名のみでしたが不合格となりました。そして、Aさんのみが受験した4回目の入学試験が行われましたが、本日、3回目の不合格が伝えられました。

「定員内不合格を出さない」という北海道教育委員会のこの間の説明に反した今回の結果を、私たちは、障害者差別解消法等の法令に違反した差別であり、この差別は、Aさんだけではなく、私たちを含むすべての障害者に対する障害を理由とした不当な差別的取り扱いであり、障害者が必要とする合理的配慮の提供を正当な事由もなしに拒否されたと判断せざるを得ません。

このような措置をした北海道札幌南高等学校及び所管する北海道教育委員会に対して強く抗議するとともに、Aさんへの謝罪と不合格の撤回を求めます。

2016年4月11日

DPI（障害者インターナショナル）北海道ブロック会議
議長 我妻 武